

平成27年3月10日

教育委員会臨時会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 「草津市教育振興基本計画（第2期）案」のパブリックコメント実施結果について

「草津市教育振興基本計画（第2期）案」 について御意見を募集しました

～パブリックコメント実施結果～

平成27年度からの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにした「草津市教育振興基本計画（第2期）案」についてパブリックコメントを実施いたしましたところ、皆様から貴重な御意見をいただきありがとうございました。

このたび、いただいた御意見と御意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

パブリックコメント実施結果の概要

■意見の募集期間

平成27年1月15日（木）～平成27年2月16日（月）

■意見の提出者数

1人（メール）

■意見の提出件数

5件

※御意見と御意見に対する市の考え方は、別紙を御覧ください。

お問い合わせ先

草津市教育委員会教育総務課（草津市役所6階）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2425

FAX：077-561-2488

メール：kyoikusomu@city.kusatsu.lg.jp

パブリックコメントでの意見と市の考え方

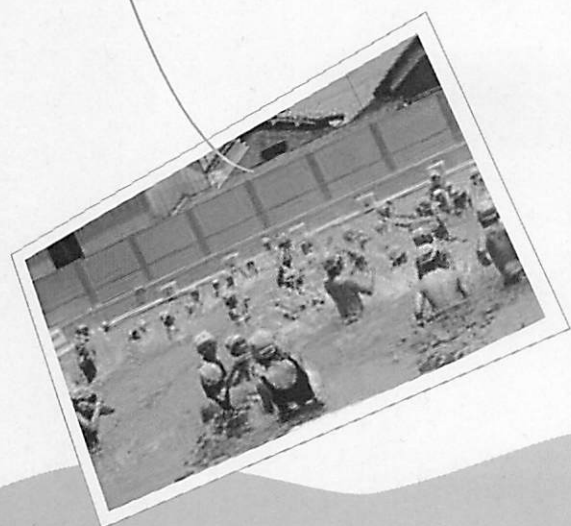
No.	関連ページ	意見の要旨	市の考え方
1	P7 P16～P17 P28～P29 P68～P69 P75～P76 P89～P91	<p>【学校の教育力の向上】</p> <p>十分な教育環境にない子どもや家庭に対する対応は、担任の教員だけでは精神的な負担などが大きいと、支援と助言、精神的なバックアップなどを充実していただきたい。また共通する事例等については、個人情報に配慮しつつ、教員間で共有し、整理していただければと思う。</p>	<p>今日の学校では、教育課題が山積しており、適切できめ細かな対応が求められていますが、これら学校の今日的課題に対応するための教職員の加配措置に努め、指導体制の充実を図るとともに、教員を支援する「学校問題サポートチーム会議」を充実させるなど、それぞれの状況に応じた組織的な対応と支援に努めます。また併せて、共通する事例の共有に努めます。</p> <p>※関連する施策等</p> <p>P81「施策23 教職員の指導体制の強化を図ります。」</p> <p>P82「施策24 学校教育を支援する体制づくりに努めます。」</p>
2		<p>【青少年の健全育成】</p> <p>高校に入学してもすぐに退学する子どもも少なくないことから、義務教育期間経過後の青少年に対する見守りと支援について研究と実践をしていくこと、また非行行動を行うか行わないかだけでなく、「健全な大人（社会人・親）になるための教育」を実施することが必要であると思う。</p>	<p>青少年の健全育成につきましては、学校・家庭・地域と育成団体といった関係機関が密に連携し進めていく事が大切であると考えており、御意見を踏まえながら、継続し取り組みます。</p> <p>※関連する施策等</p> <p>P76「目標2. 生活習慣と社会性の育成」「ウ 青少年の健全育成」</p>
3	P45 P81～P82 P90～P91	<p>【地域による学校支援】</p> <p>① 部活動に対する支援</p> <p>生徒数や教員の減少により、部活動の多様性が少なくなっている。地域の人材を活かし、部活動の数をもう少し増やせれば良いと思う。このためには、全市的な検討組織を作り、ルールや運営方法について検討するとともに、人材発掘と研修を行う必要があるかも知れない。</p>	<p>① 各学校におきましては、地域の支援や協力を得ながら、教育内容の充実に努めてきましたが、今回いただいた御意見も参考とさせていただき、部活動支援における地域人材の活用も含め、今後も保護者や地域住民と連携し、地域の教育資源を活かした特色ある学校経営の推進に努めます。</p>

		<p>② 土曜寺子屋や放課後補習教室の実施</p> <p>問題行動を起こす生徒たちの中には、授業についていけないことがきっかけになっているケースもあることから、子どもたちが苦手にしていくことを中心に、教員 OB や大学生などの人材により補習授業などを実施してあげれば良いと思う。このことについても、全市的な検討組織を作り、ルールや運営方法について検討するとともに、人材発掘と研修を行い、実施につなげていければ良いと思う。</p>	<p>② すべての子どもたちが楽しい学校生活を送り、「生きる力」を身につけられるよう、放課後や休業日にも子どもたちへ学びの機会を提供する「学びの教室の開催」や個々の課題解決の補充教室等の開催に取り組みます。また、これらの取組をはじめ、学校でのさまざまな取組に対して、地域の支援員やボランティアのかたなどの幅広い支援を得ながら、学校教育の充実に努めます。</p> <p>※関連する施策等</p> <p>P77「施策12 草津市子どもが輝く学校教育充実プログラムを実施します。」</p> <p>P77「施策13 全教室でICT機器を活用した授業を推進します。」</p> <p>P81「施策22 地域の活力を活かした学校経営を行います。」</p> <p>P82「施策24 学校教育を支援する体制づくりに努めます。」</p> <p>P82「施策25 地域による学校支援の充実に努めます。」</p> <p>P89「施策41 地域による学校支援を推進します。」</p>
4	P59	<p>【俳句のまちづくり】</p> <p>「俳句を作ろう」ということは行われてきたが、「みんなで俳句を味わおう」「みんなで俳句を批評し合おう」という「俳句会の醍醐味」を進めてこられなかった。俳句会で「投句と選」を行い、選んだ句を鑑賞し、その評を言葉にする「場」の体験こそ、本物が育つ苗床となる。「俳句のまちづくり」の進め方については再考願いたい。</p>	<p>俳句のまちづくり事業については、俳句文化の継承と俳句に親しむことを通じて、ふるさと意識や郷土を愛する気持ちを育むことを目標に進めておりますが、愛好者の高齢化などの課題もあることから、事業の実施手法について研究します。</p> <p>※関連する施策等</p> <p>P87「施策39 郷土愛を育む地域づくりを推進します。」</p>
5	P50～P51 P84	<p>【教育委員会の活動】</p> <p>社会教育委員との懇談も定期的に行っていただきたい。</p>	<p>より実効性のある教育行政を展開するため、広く御意見をいただける機会を設けるよう努めます。</p> <p>※関連する施策等</p> <p>P84「目標6. 教育環境の充実」「エ 教育委員会の充実・改革」</p>

草津市教育振興基本計画

第2期

子どもが輝く教育のまち
出会いと学びのまち
くさつ



平成27年3月
草津市



計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

草津市では、平成22年3月に「草津市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を基本理念と定め、「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「地域に豊かな学びを創る」の3つの施策の基本方向のもと、本市教育の向上に取り組んできました。

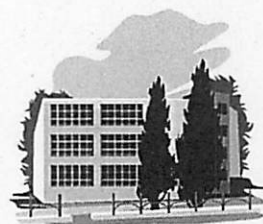
この間、国においては、改正教育基本法を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を一層育むことを目指した新学習指導要領を平成23年度から段階的に実施しています。さらに、「いじめ防止対策推進法」の制定など、様々な教育改革を推し進めています。

また、我が国の社会状況は激しく変化し、また東日本大震災を機に「人の絆（きずな）」の大切さが再認識されています。

このような中で、第1期計画が計画策定から5年を経過することから、平成27年度を計画初年度とする「第2期草津市教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）」（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

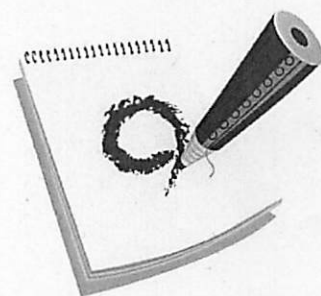
2. 計画の位置づけ

本計画は、国の第2期教育振興基本計画（平成25年度～平成29年度）を参酌しつつ、本市の市政全般にかかる総合計画である「第5次草津市総合計画」を踏まえた、教育行政分野における計画です。また、子ども・子育て部門における「草津市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進していきます。



3. 計画期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間です。第1期計画の後期5年の計画に当たります。計画期間中であっても、見直しを行います。



第1期計画の成果と課題

第1期計画では、以下のような成果をあげてきました。

第1期計画の主な成果

- 各種検定事業やハード・ソフト両面による学校ICT化などの独創的・先進的な施策と、加配教員の手厚い配置や教職員による授業改善などにより、子どもたちの学力の向上につながった。
- 全小中学校での耐震化や空調設備の整備、登下校時の子どもの安全確保の活動の定着など、安全・安心・快適な学校環境の充実につながった。
- 学校と地域が連携し、子どもと大人が共に学び合うことにより、新しい気付きや学びを深める取組が定着した。

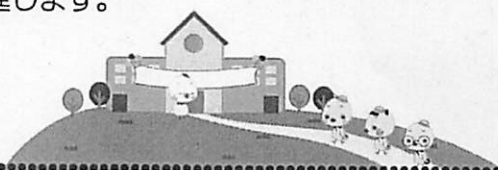
一方で、以下のような課題に取り組んでいく必要があります。

今後の主な課題

- 変化が激しい時代を生き抜くために必要となる知識や能力を身につけ、他者との関わり合いや実生活の中で活用し、実践できるような力を持った子どもたちを育てる必要がある。
- 地域との協働の視点が教育施策に求められ、今後より一層、学校・地域・家庭・行政の連携強化が必要となる。
- 子どもと大人が共に学び合うという考えのもと、地域の学びの場をより質の高いものにし、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進める必要がある。

このことから、第2期計画においては、基本的な考え方は第1期計画を踏襲し、基本理念や3つの施策の基本方向などは変更せず、これまでの施策の見直しによるこれらの充実と発展、質の向上に努めます。

また、第1期計画策定以後、社会情勢の変化等により発生した新たな課題に対応するための施策を本計画に盛り込み、今後5年間、課題解決に向けた取組を推進します。



計画の基本理念と施策の基本方向

平成22年度からの10年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を「基本理念」として示しており、後期の5年間（平成27年度から平成31年度）の計画として位置付けられる第2期計画においても、この「基本理念」を継承します。

基本理念 子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

教育に力を注ぐことは、そのまちの未来を創ることにつながります。「子どもが輝く教育のまち」を実現することは、本市の大きな目標です。

また、本市には宿場町としての特徴である、「出会い」と「多様性」があります。

本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

施策の基本方向

施策の基本方向は、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 地域に豊かな学びを創る」の3つで、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。この基本方向に対して9つの目標を設定しました。

本市には、県内や全国をリードする学校での教育実践が多くあり、地域には地域協働合校の理念を実践する多くの取組やノウハウがあります。また、教育資源も多く、地域の方々による様々な取組が行われており、これらは草津の「強み」と言えるものです。

第1期計画に引き続き、9つの目標の実現に向けての取組は、これらの「強み」を活かしながら新たな「強み」を構築し、「強み」を「特色」へ、さらには、多くの人の心を引きつける「魅力」へと発展させながら、計画的にまた重点的に推進します。

3つの施策の基本方向

子どもの生きる力を育む

社会性やコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力を育みます。

学校の教育力を高める

学齢期のすべての子どもの教育を担う学校の教育力を高め、子どもたちの「生きる力」を育成します。

地域に豊かな学びを創る

地域の中に豊かな「学び」を創り、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

9つの目標

目標1. 豊かな心と健やかな体の育成
目標2. 生活習慣と社会性の育成
目標3. 確かな学力の育成

目標4. 教職員の指導力の向上
目標5. 学校経営の充実・向上
目標6. 教育環境の充実

目標7. 生涯学習・スポーツの充実
目標8. 文化・芸術の振興
目標9. 地域協働合校の推進

計画で取り組むこと

1 子どもの生きる力を育む

目標1 豊かな心と健やかな体の育成

「豊かな心と健やかな体」とは、「自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心」と「たくましく生きるための健康や体力」のことです。この豊かな心と健やかな体の育成に向けて、子どもの発達段階に応じて、学校、家庭、地域、行政がお互いに連携・協力し効果があがるような取組を継続します。また、子どもたちが安心して過ごせるよう、いじめ根絶に取り組めます。

・推進する取組・

- 子育て支援の充実
- 就学前教育の充実
- 交流活動や体験活動の充実
- 道徳教育・人権教育の推進
- いじめを根絶する取組の推進
- 健やかな体づくりの推進
- 子どもの安全・安心の確保

目標2 生活習慣と社会性の育成

子ども時代に身につけたよき生活習慣や社会性は、自らを律し、他者との関係を良好にし、社会の中で自己実現を図っていくうえでの大きな力になります。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にして、連携・協力しあいながら子どもによき生活習慣と社会性を育む取組を継続します。

・推進する取組・

- 生活習慣形成のための啓発活動の推進
- 規範意識・社会性を育てる学校教育の推進
- キャリア教育の推進
- 青少年の健全育成運動の推進

目標3 確かな学力の育成

「確かな学力」とは、「世の中の様々なことに興味や関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」、「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」、「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」のことです。子どもたちの発達段階を踏まえ、ICTの活用等による協働型・双方向型の授業革新の推進と学校・家庭・地域との連携などにより、「確かな学力の育成」を身につけるための教育内容・方法の一層の充実を図ります。

・推進する取組・

- 学校教育充実プログラムの実施
- ICT機器を活用した授業の推進
- 社会の最前線で活躍される方による特別授業の推進
- 読書活動の推進

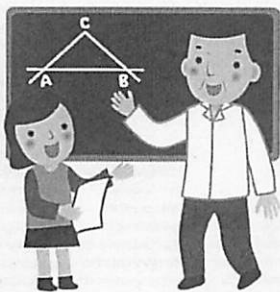
2

学校の教育力を高める

目標4

教職員の指導力の向上

学校の教育力には、教職員の指導力が大きく影響します。教職員の育成と資質の向上を図り、質の高い授業の実現に努めます。



・推進する取組・

- 教職員研修の充実
- 目標マネジメント制度による人材育成
- 全教員によるICT機器等を活用した授業の実施
- 授業公開と授業研究の推進
- 教職員の教育研究活動の推進

目標5

学校経営の充実・向上

学校の教育力向上のためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を高めることが必要です。また、効果的な教育課程を編成・実施し、保護者・地域の活力を学校教育に活かすこと、関係機関との協力関係を築くことも重要であり、これらの取組により、今後も学校経営の充実と向上を図ります。

・推進する取組・

- 特色ある教育課程の編成・実施
- 地域の活力を生かした学校経営
- 教職員の指導体制の強化
- 学校教育を支援する体制づくり
- 地域による学校支援の充実

目標6

教育環境の充実

良好で質の高い学びを実現する教育環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備のハードと学習教材等のソフトの両面で、今後も教育力向上につながる環境整備の充実に努めます。



・推進する取組・

- 学校等の施設・設備の整備
- 学校のICT化のさらなる推進
- 学校図書館の機能の充実
- 開かれた行動する教育委員会
- 教育政策のあり方に関する検討

3

地域に豊かな学びを創る

目標7

生涯学習・スポーツの充実

すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、成果を活かすことができ、また、スポーツを楽しむ豊かな人間性のある地域学習社会の創造を目指します。



・推進する取組・

- 生涯学習の機会の充実
- 生涯学習施設の整備・充実
- 学習ボランティアの育成・活用
- 誰もが参加できる環境学習の推進
- 市民の生涯スポーツ活動の支援
- 競技スポーツの推進
- 社会体育施設の整備・充実

目標8

文化・芸術の振興

文化や芸術には、人に安らぎや生きる喜びをもたらす、豊かな心を養う力があります。また、人と人を結びつけ、立場や世代を超えて人間としての共感を感じ覚ます力があります。こうした文化・芸術の力を活用し、社会全体を活性化させ、心豊かで魅力のあるまちづくりを進めます。



・推進する取組・

- 文化財の保護と活用
- 郷土愛を育む地域づくりの推進
- 市民が文化・芸術にふれる機会の推進

目標9

地域協働合校の推進

平成10年度から始まった本市の地域協働合校の取組により、「地域で子どもを見守り育てる」という意識の定着がみられるようになってきました。その一方で、様々な課題も出てきていることから、当初のねらいの実現を目指し、今後も子どもと大人が共に学ぶための取組の充実と発展に努める必要があります。

・推進する取組・

- 地域による学校支援の推進
- 子どもと大人が共に参加する地域活動の推進

計画推進に向けて

1. 計画推進にあたっての役割分担と連携

本市では、第1期計画から、市、学校、家庭、地域の役割を位置づけています。これは、教育施策の効果的な推進のためには、各主体が役割を意識して課題を把握し、それぞれの課題解決を支援するよう連携していくことが重要であるためです。

第2期計画においても、計画を効果的かつ着実に実施していくために、市、学校、家庭、地域のそれぞれの担うべき役割を、以下のように整理します。

市の役割

市は、本計画を進捗管理するとともに、実態を把握し、改善に向けた施策の検討を行うなど、よりよい教育環境の整備に努めます。

また、学校、家庭、地域が、それぞれの役割を果たすにあたって、支援、啓発に努めます。

学校の役割

学校は、地域社会との連携を密にし、子どもたちが将来自立して社会で生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた力を育て、生きる力を確実に育成する場です。

教員は、子どもたちと向き合い、子どもたちの可能性を最大限引き出すことに努めます。

家庭の役割

家庭教育は、基本的な生活習慣、社会のルール、他人に対する思いやり、善悪の判断等、社会で生きていく上で基本的なことを教える場であり、保護者は、子どもの養育について第一義的に責任を負うものです。

また、家庭は、子育てや家庭教育に関する学習を支援するため、市、学校、地域が展開している様々な事業を活用し、自らの教育力を高めることが期待されます。

地域の役割

地域は、様々な体験や活動ができ、社会のルールや人間関係を学ぶ場であり、地域全体で子どもたちを見守り育てていく必要があります。

また、一人ひとりの大人の生き方が、子どもの成長に影響を与えることを自覚し、行動をしていかなければなりません。

2. 各部局の横断的な取組

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけではなく、市長部局が所管する分野を含み、市の組織が横断的、総合的な推進を図ることが必要です。

特に、平成27年4月から始まる新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議の中で、市長と教育委員会が十分な協議・調整を行い、教育に関する大綱の策定や教育政策に関する意識共有を行うなど、より一層の連携強化が必要になります。

関係機関が緊密な連携を保ち、情報の共有や相談、実施すべき事業・施策の選択、実施に向けての役割分担を明確に行い、迅速な対応を行うため、本市における横断的な取組を一層推進していきます。

3. 点検・評価の適切な実施と計画の周知

教育施策を効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を改善につなげる仕組みが必要です。

第1期計画と同様に、施策の効果や課題等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各事業の実施状況を点検・評価し公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら、効果的かつ継続的な推進を図ります。

なお、計画期間中であっても教育制度の見直しや教育を取り巻く状況に変化があった場合には、計画内容の変更や施策への反映による適切な対応に努めます。

学校においては、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、学校運営の改善を図ります。また、この情報は、保護者および地域住民、その他の関係者と共有します。

また、各主体が計画の意図を理解し、自らの行動に反映できるよう、本計画書を公表するとともに、計画内容を分かりやすく紹介するためのパンフレットやホームページ、広報誌等を用いた広報活動を行います。